

F No. 7・1・5 (丙)  
平成25年10月21日

渋沢丘陵を考える会  
代表 日置 乃武子 様

秦野市長 古 谷 義 幸



相模メモリアルパーク 渋沢（東端）墓園造成事業事前協議確認  
通知書の交付をしないことを求める要求書について（回答）

平成25年10月16日付けで提出を受けた標記の件について、次のとおり  
回答いたします。

要求書では、「秦野市は平成24年11月に環境創出行為事前協議書（以下「事前協議書」という。）を受理し、平成25年9月末現在において事前協議確認通知書が交付されていません。秦野市まちづくり条例（以下「条例」という。）第18条第1項及び同施行規則（以下「規則」という。）第15条に規定されている事前協議書の提出のあった日の翌日から起算して5か月以内という期間を大きく逸脱し、条例違反の状態であることから協議を打ち切り、事前協議確認通知書の交付をしないよう要求する。」とのことですが、規則第15条に「事前協議書を補正する必要がある場合には、その補正等に要する日を除く。」と規定されており、現在、事業者が関係各課等との協議を重ね、大筋の部分で合意に達していますが、分収林特別措置法における分収造林契約の解約手続き及び不動産登記手続き等を継続中であり、審査に必要な書類を補正している状況です。

したがって、事前協議書の補正等に要する日を除くと事前協議書の提出があった日の翌日から起算して5か月を経過しておらず、現在においても条例の手続きを行っているところであります。

事務担当は、都市部開発指導課です。

電話番号 0463（83）5123